

令和5年度 全国有床診療所連絡協議会収支決算書

自 令和5年4月1日  
至 令和6年3月31日

収入の部

款 項	令和5年度	令和5年度	比 較		備 考
	予 算	決 算	増	減	
第1款 会 費	36,280,000	34,050,000		2,230,000	(北海道) 1,180,000 (和歌山) 360,000
					(青 森) 570,000 (鳥 取) 440,000
					(岩 手) 380,000 (鳥 根) 380,000
					(秋 田) 490,000 (岡 山) 1,000,000
					(福 島) 400,000 (広 島) 1,480,000
					(茨 城) 780,000 (山 口) 980,000
					(群 馬) 500,000 (徳 島) 1,150,000
					(埼 玉) 1,140,000 (香 川) 830,000
					(千 葉) 590,000 (愛 媛) 580,000
					(神奈川) 480,000 (高 知) 410,000
					(山 梨) 270,000 (福 岡) 2,830,000
					(長 野) 320,000 (佐 賀) 1,840,000
					(富 山) 250,000 (長 崎) 1,930,000
					(石 川) 510,000 (熊 本) 4,270,000
					(岐 阜) 840,000 (大 分) 300,000
					(静 岡) 630,000 (宮 崎) 1,640,000
					(三 重) 490,000 (鹿 児 島) 2,360,000
(滋 賀) 490,000 (個人会員) 360,000					
(兵 庫) 600,000					
第2款 雑 収 入	1,000	616		384	預金利息
第3款 前年度繰越金	90,613,921	90,613,921			
合 計	126,894,921	124,664,537		2,230,384	

支出の部

款 項	令和5年度	令和5年度	比 較		備 考
	予 算	決 算	増	減	
第1款 会 議 費	10,000,000	14,101,176	4,101,176		総会補助金(送料含む) 5,000,000円 会計監査、常任理事会(4回)、役員会(4回)
第2款 災害対策費	4,000,000	400,000		3,600,000	豪雨災害被害見舞金(和歌山、秋田、鳥根)
第3款 広報活動費	6,000,000	4,296,976		1,703,024	日医及び行政他との懇談会、有診の日打合せ等
第4款 議連関連費	3,000,000	3,179,969	179,969		自民党議連総会及び勉強会等
第5款 IT関連費	2,000,000	1,331,000		669,000	ホームページ保守・管理料・更新料
第6款 調査研究費	2,000,000	2,022,556	22,556		アンケート、法人化についての調査研究等
第7款 印刷費	3,500,000	3,147,670		352,330	総会報告書(徳島・福島)、名刺、年賀状等
第8款 消耗品費	1,000,000	786,993		213,007	パソコン・複合機リース他、宛名ハル、用紙等
第9款 通信費	2,000,000	873,826		1,126,174	電話、電報、送料、インターネット利用料、ZOOM利用料
第10款 交通費	200,000	35,840		164,160	タクシー、駐車場代
第11款 給与費	8,000,000	7,944,062		55,938	委託料、法定福利費、事務職員給与、アルバイト料
第12款 渉外費	1,000,000	118,140		881,860	生花
第13款 事務室経費	1,000,000	818,972		181,028	家賃、光熱費他
第14款 雑 費	300,000	73,860		226,140	振込、金種指定料他
第15款 政治連盟拠出金	40,000,000	40,000,000		0	有床診療所医師連盟へ入金
第16款 予備費	42,894,921	0		42,894,921	
支出合計		79,131,040			
繰越金		45,533,497	45,533,497		次年度繰越金
合 計	126,894,921	124,664,537		2,230,384	

以上のとおり相違ないことを証明します。

剰余金 45,533,497円

令和6年4月29日

会計監査理事 吉 賀 攝

枝 國 源一郎





法人化についての打合せ	:	令和 5年 4月24日
厚労省より療養病床についての説明	:	令和 5年 4月25日
定款委員会	:	令和 5年 4月26日
有診の日の打合せ	:	令和 5年 4月28日
消費税アンケートについての打合せ	:	令和 5年 5月 2日
法人化についての打合せ	:	令和 5年 5月13日
定款委員会	:	令和 5年 5月17日
厚労省訪問	:	令和 5年 5月18日
法人化についての打合せ	:	令和 5年 5月24日
有診の日についての打合せ	:	令和 5年 5月31日
厚労省より療養病床についてのミーティング	:	令和 5年 6月 8日
予算検討会	:	令和 5年 6月10日
有床診療所議連総会	:	令和 5年 6月15日
法人化についての打合せ	:	令和 5年 7月 1日
坂井建雄先生挨拶・面談	:	令和 5年 7月 5日
高橋俊雄氏へ挨拶	:	令和 5年 7月 5日
元厚生労働副大臣古賀篤議員との懇談会	:	令和 5年 7月29日
法人化についての打合せ	:	令和 5年 8月 6日
法人化についての打合せ	:	令和 5年10月13日
法人化についての打合せ	:	令和 5年11月15日
松村先生と有診の日打合せ	:	令和 5年11月18日

有床診療所議連総会	:	令和 5年11月21日
法人化についての打合せ	:	令和 5年11月30日
有床診療所の日記念講演会	:	令和 5年12月 3日
厚労省へ要望書の提出	:	令和 5年12月 4日
国民医療を守るための総決起大会	:	令和 5年12月 4日
古賀篤議員事務所へ要望	:	令和 5年12月16日
有床診療所医師連盟設立届け提出	:	令和 6年 1月11日
厚労省打合せ(WE B)	:	令和 6年 1月23日
厚労省打合せ(WE B)	:	令和 6年 1月25日
初期加算についての打合せ	:	令和 6年 1月29日
厚労省打合せ(WE B)	:	令和 6年 1月30日
法人化についての打合せ	:	令和 6年 2月16日
原田義昭先生「旭日大勲章」叙勲のお祝い	:	令和 6年 2月28日
大島事務次官と懇談	:	令和 6年 3月 2日
初期加算緊急会議	:	令和 6年 3月27日

#### 6) 外部委員会

- ・日医 有床診療所委員会 (松本専務理事)
- ・日医 診療報酬検討委員会 (正木常任理事)
- ・日医 医業税制検討委員会 (大場常任理事)
- ・日医 地域包括ケア推進委員会 (長島常任理事)
- ・日医 医師会共同利用施設検討委員会 (猿木副会長)
- ・厚労省 外来機能報告等に関するワーキンググループ (猿木副会長)
- ・厚労省 医療勤務環境改善マネジメントシステムに基づく医療機関の取組に対する支援の充実を図るための調査・研究委員会 (長島常任理事)

### 3. 刊 行 物

## 履歴事項全部証明書

福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号  
一般社団法人全国有床診療所協議会

会社法人等番号	2900-05-019345
名称	一般社団法人全国有床診療所協議会
主たる事務所	福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号
法人の公告方法	当法人の公告は、電子公告とする。 <a href="http://www.youshowsin.com">http://www.youshowsin.com</a> ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。
法人成立の年月日	令和6年4月1日
目的等	<p>目的 当法人は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、関連団体と協力して研修を積みながら、地域の医療に貢献することを目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 総会・研究会等の開催に関する事項</li> <li>2. 関連団体との連携及び協力に関する事項</li> <li>3. 会報発行に関する事項</li> <li>4. 情報の収集、調査、研究、広報に関する事項</li> <li>5. 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項</li> <li>6. 地域医療の向上と地域の保健・福祉・介護の充実に関する事項</li> <li>7. 電子媒体による啓発活動と会員への情報伝達に関する事項</li> <li>8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業</li> </ol>
役員に関する事項	<p>徳島市佐古六番町5番18号 代表理事 齋藤義郎</p> <p>理事 齋藤義郎</p> <p>理事 鹿子生健一</p> <p>理事 河野雅行</p> <p>理事 猿木和久</p>

福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号  
一般社団法人全国有床診療所協議会

理事	小玉弘之
理事	松本光司
理事	鈴木伸和
理事	本間博
理事	大場正二
理事	長島徹
理事	小川郁男
理事	前田津紀夫
理事	西城英郎
理事	木村丹
理事	平尾健
理事	正木康史
理事	森俊明
理事	長谷川宏
理事	松原三郎
理事	井上隆
理事	原速

福岡市中央区鳥飼三丁目16番12-602号  
一般社団法人全国有床診療所協議会

	監事 枝 國 源 一 郎
	監事 吉 賀 攝
理事会設置法人に関する事項	理事会設置法人
監事設置法人に関する事項	監事設置法人
登記記録に関する事項	設立 令和 6年 4月 1日登記



これは登記簿に記録されている閉鎖されていない事項の全部であることを証明した書面である。

令和 6年 4月 5日

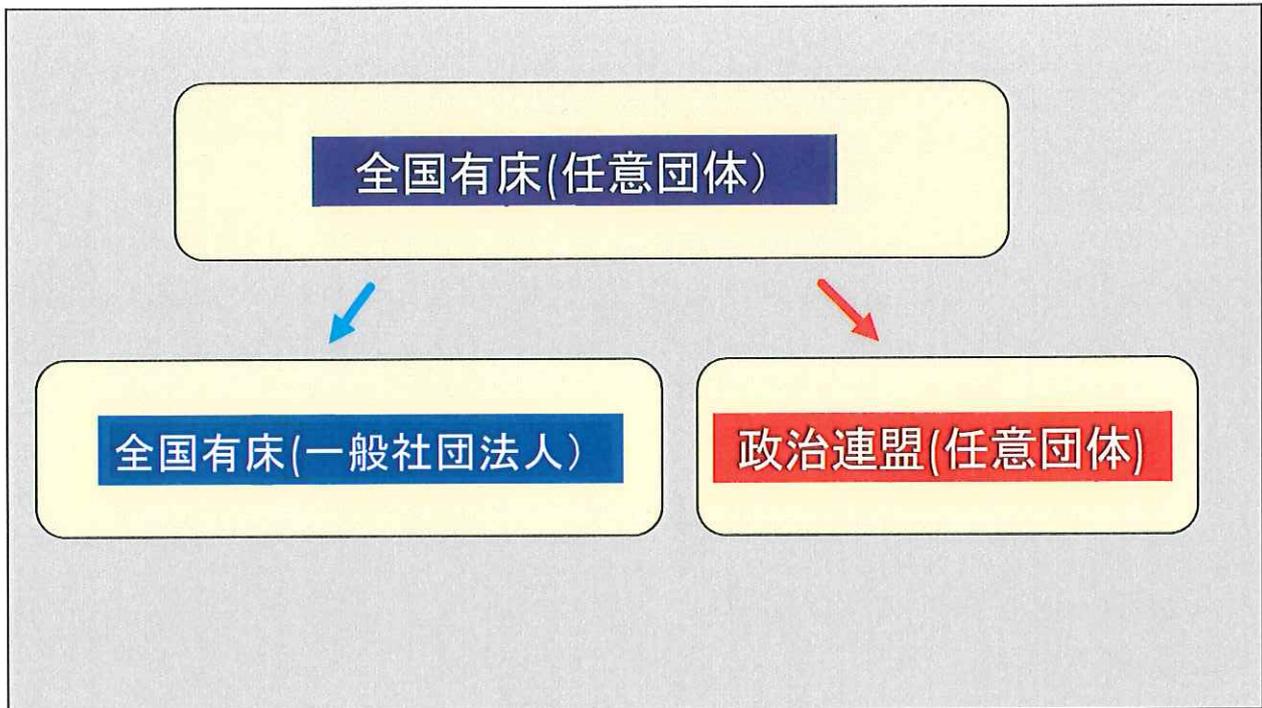
福岡法務局  
登記官

永 田 敦 子

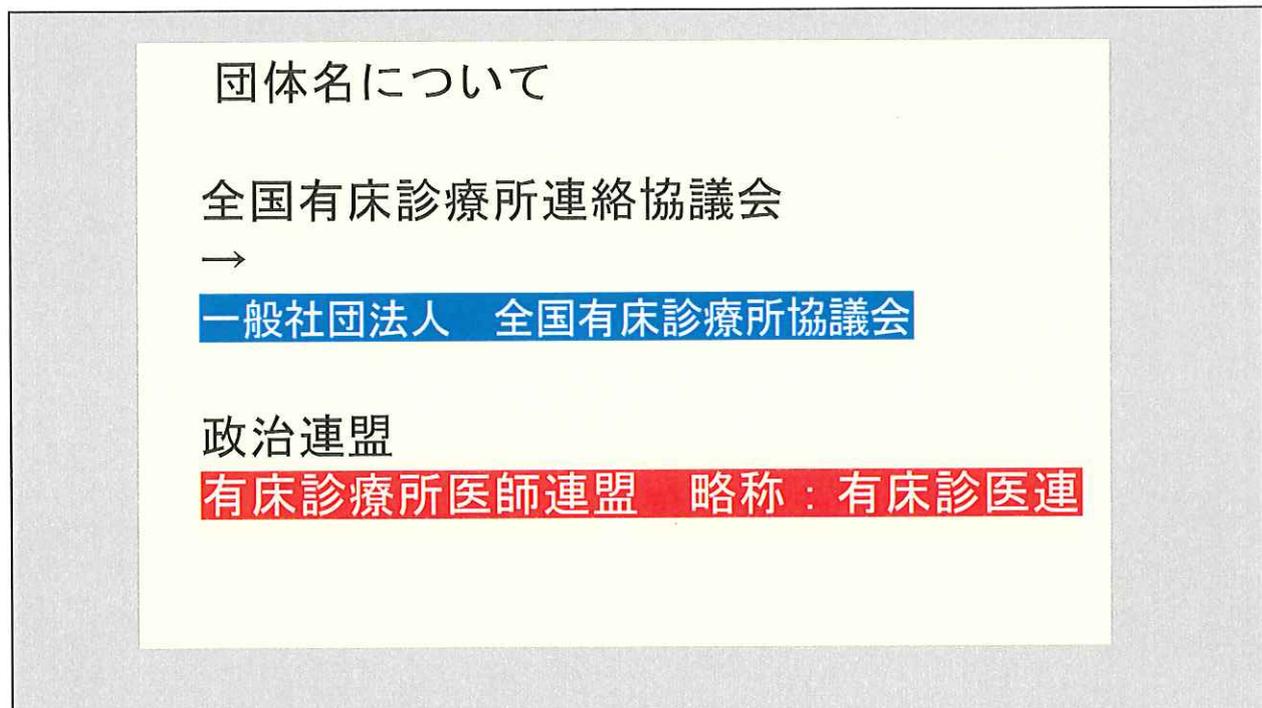


整理番号 ア320595

\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。



1



2

## 役員名について

現在の会則		一般社団法人	有床診医連
会長	→	理事長	委員長
副会長	→	副理事長	副委員長
専務理事	→	専務理事	常任執行委員
常任理事	→	理事（設立時社員）	常任執行委員
各県代表理事	→	代議員	執行委員
会計担当理事	→	会計担当理事	会計責任者
監事	→	監事	会計監事

3

## 会議名について

旧会則		一般社団法人	有床診医連
常任理事会	→	理事会	
役員会	→	社員総会 (臨時又は定時)	執行委員会
総会	→	会員総会	

4

## 会費について

旧全国有床	一般社団法人	有床診医連
A会員 20,000	→ 15,000	5,000
B会員 10,000	→ 5,000	5,000

5

## 一般社団法人定款 第3章 会員

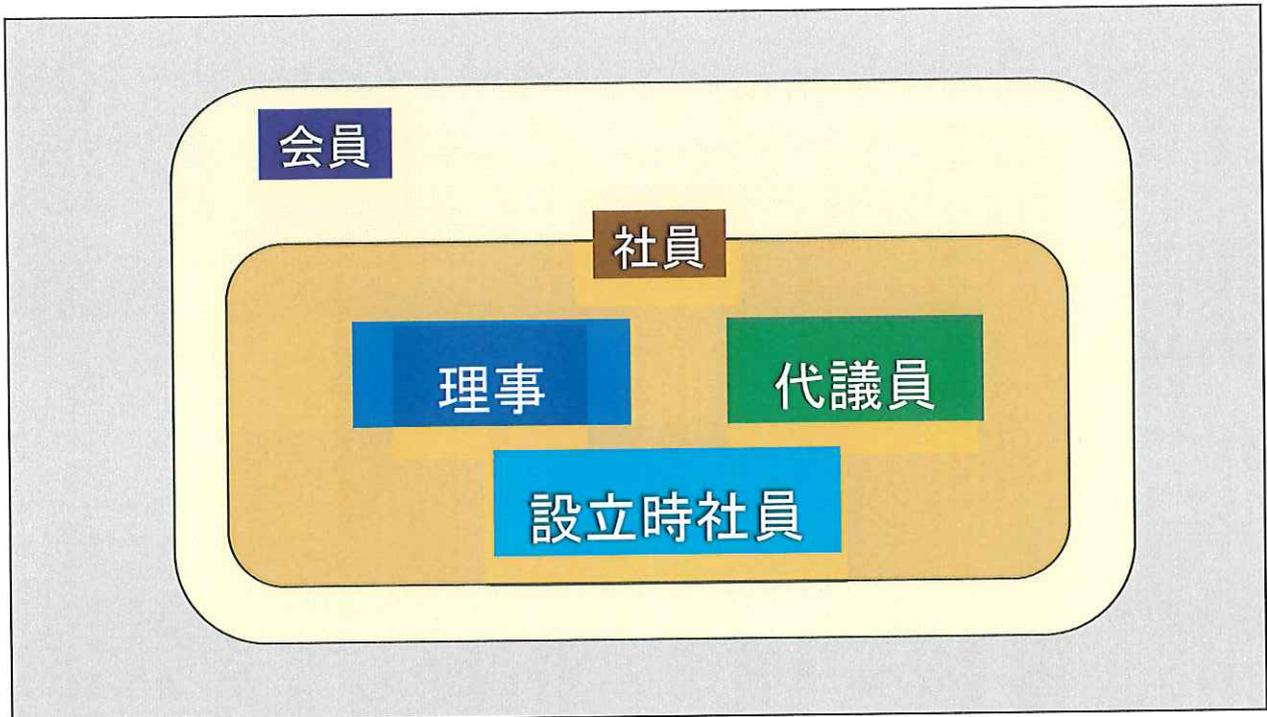
(社員)

第8条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律

(以下「一般法人法」という。)の社員は次の通りとする。

- 2 代議員をもって社員とする。
- 3 設立時社員をもって社員とする。
- 4 理事等の任期にある者は、その期間においては社員とする。

6



定 款

一般社団法人全国有床診療所協議会

# 定 款

## 第1章 総 則

(名 称)

- 第 1 条 当法人は、一般社団法人全国有床診療所協議会と称する。  
2 本会は各都道府県に各都道府県有床診療所協議会を設ける。

(主たる事務所)

- 第 2 条 当法人は、主たる事務所を福岡市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目 的)

- 第 3 条 当法人は、有床診療所の医師が互いに強い連携をもって、その発展と健全運営をはかり、医療従事者と地域の人々との良い関係を今後も堅持し、関連団体と協力して研修を積みながら、地域の医療に貢献することを目的とする。

(事 業)

- 第 4 条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
1. 総会・研究会等の開催に関する事項
  2. 関連団体との連携及び協力に関する事項
  3. 会報発行に関する事項
  4. 情報の収集、調査、研究、広報に関する事項
  5. 有床診療所の管理運営及び施設の改善向上に関する事項
  6. 地域医療の向上と地域の保健・福祉・介護の充実に関する事項
  7. 電子媒体による啓発活動と会員への情報伝達に関する事項
  8. 前各号に付帯又は関連する一切の事業

## 第3章 会 員

(会員資格)

- 第 5 条 当法人の会員は有床診療所の開設者及びその施設の勤務医師並びに本会の目的に賛同する医師とする。

(入会)

第 6 条 次の各号に該当する者は当法人の会員とする。

- (1) 当法人の設立後、任意団体である全国有床診療所連絡協議会の解散時に会員であった者は何ら意思表示をすることなく当然にこの法人の会員となる。
- (2) 各都道府県有床診療所協議会会員
- (3) 各都道府県有床診療所協議会が未設立の都道府県においては、理事会が承認した者

(会員の種別)

第 7 条 当法人の会員を A 会員と B 会員に分ける。

- 2 病床稼働中の有床診療所の開設者を A 会員とする。
- 3 稼働中でない有床診療所の医師又は本会の目的に賛同・賛助する医師を B 会員とする。B 会員は申請により A 会員となることができる。

(社員)

第 8 条 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団法人法」という。）にいう社員は次のとおりとする。

- (1) 代議員
- (2) 設立時社員（設立時社員は、11 条の規定する会員資格を喪失したときは、設立時社員の地位も喪失する。）
- (3) 理事等の地位にある者（その任期期間中に限る。）

(会費等の負担)

第 9 条 会員は、当法人の目的を達成するため、それに必要な会費を支払う義務を負う。

- 2 会員は、社員総会において別に定める規約・施行規則等に規定する会費を納入しなければならない。

(退会)

第 10 条 会員は、各都道府県有床診療所協議会を退会したとき、会員資格を喪失したとき、退会届を提出し理事会で承認をされたときに退会する。

(会員の資格喪失)

第 11 条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき
- (2) 死亡し又は失踪宣告を受けたとき
- (3) 3年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(懲 戒)

第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、本条第5項に定める手続により、当該会員を懲戒することができる。

- (1) この定款その他の規定・規則に違反したとき
  - (2) 職業行為に関し、法令に違反して、刑罰に処され、又は行政処分を受けたとき
  - (3) 社会通念上著しい倫理違反行為があるとき
  - (4) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
  - (5) その他正当な事由があるとき
- 2 懲戒は、次の各号に定める方法のうち、いずれかの方法により行う。
- (1) 戒告
  - (2) 定款その他の規則により会員に与えられた権利の停止
  - (3) 退会の勧告
  - (4) 除名
- 3 懲戒案件は、その事由に該当すると認められた会員に対し、事前に理事会において、審査しなければならない。
- 4 本条第1項の規定に該当すると認められた会員に対しては、前項に規定する理事会で、十分な弁明の機会を付与しなければならない。また、本条第2項第4号に定める除名を行うときは、当該会員に対し、社員総会の会日の7日前までに、当該社員総会において除名を審議することを通知し、かつ、その決議の前に弁明の機会の付与があることを通告しなければならない。
- 5 懲戒は、本条2項第1号、第2号又は第3号に定める方法による場合は、理事会の決議による。本条第2項第4号に定める方法の場合は、理事会の決議を経たうえ、社員総会決議によって、これを決する。
- 6 前項により懲戒が決議されたときは、当該会員に対し、書面によりその内容及び理由を通知しなければならない。

## 第4章 社員総会

### (構成)

第13条 社員総会は、代議員、第8条第2号及び第3号の社員をもって構成する。

- 2 代議員以外の会員は、社員総会に出席し議長の了解を得て意見を述べるができる。ただし、決議に参加することはできない。

### (代議員の選任)

第14条 代議員及び予備代議員は、会員から選任する。

- 2 代議員の選任方法及び任期等については、規則をもって別に定める。

### (権限)

第15条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 理事及び監事の選任又は解任
- (4) 理事及び監事の報酬等の額
- (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 基本財産の処分
- (9) 新たな義務の負担等
- (10) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項及びこの法人の業務に関する重要事項で理事会が必要と認めるもの。

### (種類及び開催)

第16条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

- 2 定時社員総会は、毎事業年度終了後6か月以内に開催する。
- 3 臨時社員総会は、次の各号の一つに該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき
  - (2) 議決権を有する社員の10分の1以上から、理事長に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、社員総会の招集の請求があったとき
- 4 前項第2号の請求をした社員は、次の場合には、裁判所の許可を得て、臨時社員総会を招集することができる。

- (1) 請求後遅滞なく招集の手続が行われないとき
- (2) 請求があった日から6週間以内の日を社員総会の日とする招集の通知が発せられないとき

(招 集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。ただし、すべての社員の同意がある場合には、その招集手続を省略することができる。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を社員総会の日とする臨時社員総会の招集を通知しなければならない。
- 3 社員総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面又は電磁的方法によって、開催日の2週間前までに通知を発しなければならない。

(議 長)

第18条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。理事長に事故があるときは、当該社員総会において議長を選出する。

(議 決 権)

第19条 社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除くほか、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の過半数の出席する社員総会で出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) 解散
  - (5) 基本財産の処分
  - (6) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面決議等)

- 第21条 社員総会に出席しない社員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法により議決権を行使することができる。
- 2 社員は、他の社員を代理人として、当該代理人によってその議決権を行使することができる。
  - 3 前2項の場合における前条の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。
  - 4 理事又は社員が、社員総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

- 第22条 理事が社員の全員に対し、社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことについて、社員の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第23条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び議事録の作成に係る職務を行った理事は、前項の議事録に署名押印する。

(会員への通知)

- 第24条 社員総会の議事の要領及び決議した事項は、全会員に通知する。

## 第5章 会 員 総 会

(構 成)

- 第25条 会員総会は、すべての会員をもって構成する。

(権 限)

- 第26条 定時会員総会は、定時社員総会終了後に開催し、定時社員総会の報告を行う。会員は、役員に対して質問することができる。

(会員総会の運営)

第27条 会員総会の運営は、会員総会を開催する都道府県の有床診療所協議会が所管する。

## 第6章 役員

(種類及び定数)

第28条 当法人に、次の役員を置く。

理事 30名以内  
監事 2名以上5名以内

- 2 理事のうち1名を理事長、1名を最高顧問、1名以上5名以内を副理事長、1名を専務理事、理事のうち1名を会計担当、1名を広報担当、とする。
- 3 前項の理事長をもって一般社団法人法第91条第1項第1号の代表理事とし、最高顧問、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事をもって一般社団法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(理事、監事、理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事及び最高顧問の選任の方法)

第29条 理事及び監事は、社員総会において別に定める規則に従い、社員総会の決議によって会員の中から選任する。

- 2 理事長、副理事長、専務理事、会計担当理事、広報担当理事は、理事会の決議によって会員の中から選定する。
- 3 最高顧問は、原則として前会長が就任し、理事とする。

(理事及び監事の資格制限)

第30条 当法人の理事のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

- 2 当法人の監事には、当法人の理事（親族その他特殊の関係のある者を含む。）及び当法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があってはならない。

(理事の職務及び権限)

第31条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 5 専務理事は、理事長を補佐し、業務を執行する。
- 6 会計担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 7 広報担当理事は、理事会で分掌された任務を行う。
- 8 最高顧問は、理事長を補佐する。

#### (監事の職務及び権限)

- 第32条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

#### (理事及び監事の任期)

- 第33条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。
- 2 理事及び監事については、再任を妨げない。
  - 3 任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
  - 4 理事又は監事は、第28条に定める定数に欠けるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事として権利義務を有する。

#### (理事及び監事の解任)

- 第34条 理事及び監事は、いつでも社員総会の決議によって解任することができる。
- 2 監事を解任する場合は、総社員の過半数の出席する社員総会で出席社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - 3 第1項又は前項の場合は、社員総会の決議による前に、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。
  - 4 理事長、副理事長、専務理事、最高顧問は、理事会の決議によって解任する。
  - 5 正当な理由がなく理事及び監事の職務にあった者が理事会を1年以

上連続で欠席したときは、解任する。

(報酬等)

- 第35条 理事及び監事には、その職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
  - 3 前2項に関し必要な事項は、社員総会の決議により別に定める規則による。

(名誉会長)

- 第36条 理事長は、理事長の職にあった者を、名誉会長に委嘱することができる。
- 2 名誉会長は、理事長に助言することができる
  - 3 名誉会長の任期は、理事長の任期による。
  - 4 名誉会長には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

(顧問)

- 第37条 当法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、この法人の業務の運営に関する事項について、理事長の諮問に応じ、意見を述べ助言を行う。
  - 3 顧問は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 顧問の任期は、理事長の任期による。
  - 5 顧問には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。
  - 6 その他、顧問に関する運用については、理事会において別に定める。

(参与)

- 第38条 この法人に、任意の機関として、1名以上3名以内の参与を置くことができる。
- 2 参与は、理事長の諮問に応じ、専門知識及び経験を生かし、理事会とともに業務運営に関する実務に携わる。
  - 3 参与は、理事会の決議を経て、理事長が委嘱する。
  - 4 参与の任期は、理事長の任期による。
  - 5 参与には、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

- きる。
- 6 その他、参与に関する運用については、理事会において別に定める。

## 第7章 理事会

### (構成)

- 第39条 当法人に理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

### (権限)

- 第40条 理事会は、次の職務を行う。
- (1) 当法人の業務執行の決定
  - (2) 理事の職務の執行の監督
  - (3) 理事長、副理事長、専務理事の選定及び解任
  - (4) 最高顧問の解任

### (招集)

- 第41条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長が招集する。
- 3 理事会を招集するときは、理事会の開催日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して、書面又は電磁的方法をもって、招集の通知を発するものとする。緊急の場合には、これを短縮することができる。
- 4 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

### (議長)

- 第42条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 2 理事長が欠けたとき、又は理事長に事故あるときは、あらかじめ定められた順位の副理事長がこれに当たる。

### (決議)

- 第43条 理事会の決議は、この定款に別段の定めがある場合を除くほか、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、出席した当該理事の過半数をもって行う。

(理事会の決議等の省略)

第44条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的方法により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

- 2 理事又は監事が理事及び監事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会に報告することを要しない。
- 3 前項の規定は、第31条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事が議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。
- 3 理事長が理事会に出席できない場合は、出席理事及び監事が、議事録に署名又は記名押印のうえ、これを保存する。

(理事会への意見申述)

第46条 理事長が必要と認めた会員又は参考人は、理事会の決議を経て、理事会に出席して理事長の求めに応じて意見を述べることができる。

## 第8章 資産及び会計

(資産の種別)

第47条 当法人の資産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

- 2 基本財産とは、当法人の目的である事業を行うために不可欠なものとして理事会で定めた財産とする。
- 3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の維持及び処分)

第48条 当法人は、基本財産について適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむを得ない理由により基本財産の一部を処分又は担保に提供する場合には、理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の賛成、及び社員総会において総社員の過半数の出席であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議することを要す

る。

(経費の支弁)

第49条 当法人の事業遂行に要する経費は、その他の財産をもって支弁する。

(事業年度)

第50条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

- 第51条 当法人の事業計画書及び収支予算書は、社員総会開催の2か月前までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告しなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入を得、及び支出をすることができる。
  - 3 第1項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第52条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けたうえで、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書 (正味財産増減計算書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書 (正味財産増減計算書) の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時社員総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(長期借入金)

第53条 当法人が資金の借入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会の決議を経なければならない。

(新たな義務の負担等)

第54条 第48条第2項及び前条の規定に該当する場合並びに収支予算で定めるものを除くほか、この法人が新たな義務の負担又は権利の放棄のうち重要なものを行おうとするときは、理事会及び社員総会の決議を経なければならない。

## 第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第55条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第56条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第57条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、国若しくは地方公共団体又はこの法人と類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であつて租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人に贈与するものとする。

## 第10章 事務局

(事務局の設置等)

第58条 当法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置くことができる。

3 重要な職員は、理事長が理事会の決議を経て任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議により、別に定める。

## 第11章 公告の方法

### (公告の方法)

第59条 当法人の公告は、電子公告とする。ただし、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合は、官報に掲載してする。

## 第12章 補 則

### (規則等への委任)

第60条 この定款に定めるもののほか、この定款の実施のために必要な規則は、理事会又は社員総会の決議により別に定める。また、規則を実施するための細則等は、理事会が別に定めるものとする。

### (WEB 会議)

第61条 当法人の総会、理事会等の会議について、オンラインシステムを用いたハイブリッド形式、WEB形式を用いることができる。その場合は、第16条、17条の規定に基づいて理事長が招集する。

## 第13章 附 則

### (設立時社員の氏名及び住所)

第62条 設立時社員の住所及び名称は、次のとおりである。

住 所 徳島市佐古六番町5番18号  
設立時社員 齋藤 義郎

住 所 福岡県太宰府市五条3丁目4番14号  
設立時社員 鹿子生健一

住 所 宮崎県宮崎市大字島之内7309番地  
設立時社員 河野 雅行

住 所 群馬県前橋市荒牧町1423番地2  
設立時社員 猿木 和久

住 所 秋田県潟上市昭和大久保字街道下96番地2  
設立時社員 小玉 弘之

住 所 福岡市中央区笹丘2丁目21番30号  
設立時社員 松本 光司

住 所 札幌市中央区南13条西1丁目1番1-901号  
設立時社員 鈴木 伸和

住 所 岩手県盛岡市上田二丁目14番30号  
設立時社員 本間 博

住 所 茨城県行方市玉造甲4533番地2  
設立時社員 大場 正二

住 所 栃木県佐野市鉢木町2番11号  
設立時社員 長島 徹

住 所 埼玉県鶴ヶ島市大字脚折1868番地2  
設立時社員 小川 郁男

住 所 静岡県焼津市西焼津14番地の13  
設立時社員 前田津紀夫

住 所 三重県鈴鹿市長太旭町四丁目8番25号  
設立時社員 西城 英郎

住 所 岡山県都窪郡早島町早島1469番地  
設立時社員 木村 丹

住 所 広島市佐伯区五日市駅前一丁目11番40-1号  
設立時社員 平尾 健

住 所 山口県岩国市麻里布町五丁目3番12号  
設立時社員 正木 康史

住 所 徳島市春日二丁目3番15号  
設立時社員 森 俊明

住 所 長崎県西彼杵郡長与町嬉里郷1127番地2  
設立時社員 長谷川 宏

住 所 熊本県熊本市中央区水前寺3丁目31番23号  
設立時社員 松原 三郎

住 所 福岡県宗像市田熊4丁目2番5号  
設立時社員 井上 隆

住 所 福岡県糟屋郡新宮町下府1丁目3番5号  
設立時社員 原 速

(設立時の役員)

第63条 当法人の設立時理事、監事及び設立時代表理事は、次のとおりとする。

設立時理事 齋藤 義郎  
設立時理事 鹿子生健一  
設立時理事 河野 雅行  
設立時理事 猿木 和久  
設立時理事 小玉 弘之  
設立時理事 松本 光司  
設立時理事 鈴木 伸和  
設立時理事 本間 博  
設立時理事 大場 正二  
設立時理事 長島 徹  
設立時理事 小川 郁男  
設立時理事 前田津紀夫  
設立時理事 西城 英郎  
設立時理事 木村 丹  
設立時理事 平尾 健  
設立時理事 正木 康史

設立時理事 森 俊明  
設立時理事 長谷川 宏  
設立時理事 松原 三郎  
設立時理事 井上 隆  
設立時理事 原 速  
設立時監事 枝國源一郎  
設立時監事 吉賀 攝  
設立時代表理事 齋藤 義郎

(最初の事業年度)

第64条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和7年3月31日までとする。

(設立時定款の施行日)

第65条 当法人は、昭和63年2月16日に創立された任意団体である全国有床診療所連絡協議会が一般社団法人全国有床診療所協議会として法人格を取得するものであり、この定款は、当法人の設立登記の日から施行するものとする。

(法令の準拠)

第66条 本定款に定めのない事項は、すべて一般社団法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人全国有床診療所協議会を設立するため、設立時社員の齋藤義郎、鹿子生健一、河野雅行、猿木和久、小玉弘之、松本光司、鈴木伸和、本間博、大場正二、長島徹、小川郁男、前田津紀夫、西城英郎、木村丹、平尾健、正木康史、森俊明、長谷川宏、松原三郎、井上 隆、原速の定款作成代理人である行政書士清水一広は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和 年 月 日

設立時社員

齋藤 義郎

設立時社員

鹿子生健一

設立時社員

河野 雅行

設立時社員

猿木 和久

設立時社員

小玉 弘之

設立時社員

松本 光司

設立時社員

鈴木 伸和

設立時社員

本間 博

設立時社員

大場 正二

設立時社員

長島 徹

設立時社員

小川 郁男

設立時社員

前田津紀夫

設立時社員

西城 英郎

設立時社員

木村 丹

設立時社員

平尾 健

設立時社員

正木 康史

設立時社員

森 俊明

設立時社員

長谷川 宏

設立時社員

松原 三郎

設立時社員

井上 隆

設立時社員

原 速

上記設立時社員の定款作成代理人

福岡市中央区赤坂一丁目13番28-303号  
行政書士 清水 一 広

施行規則

一般社団法人全国有床診療所協議会

# 施行規則

一般社団法人全国有床診療所協議会定款第 60 条により施行規則を定める。

- 第 1 条 理事は、各ブロック選出理事及び会長指名理事とする。
- 2 各ブロック選出理事は、会員 150 名について一人とし、ブロック協議会にて選出する。
  - 3 会長指名理事は、15 名以内とする。
- 第 2 条 各都道府県有床診療所協議会を以下の 7 ブロックに分ける。
- (1) 北海道ブロック 北海道
  - (2) 東北ブロック 青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
  - (3) 関東甲信越ブロック 茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京都  
神奈川、山梨、長野、新潟
  - (4) 中部ブロック 富山、石川、福井、岐阜、静岡、愛知  
三重
  - (5) 近畿ブロック 滋賀、京都府、大阪府、兵庫、奈良  
和歌山
  - (6) 中国・四国ブロック 鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島  
香川、愛媛、高知
  - (5) 九州ブロック 福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎  
鹿児島、沖縄
- 第 3 条 各ブロックごとに、ブロック協議会を開催するものとする。
- 第 4 条 各都道府県有床診療所協議会は、次の場合には速やかに当該者の氏名と勤務先及び住所を本法人事務局に報告しなければならない。
- (1) 各都道府県有床診療所協議会の役員等が改選されたとき
  - (2) 本法人会員の入退会及び勤務先又は住所の変更があったとき
- 第 5 条 年会費は A 会員を 15,000 円、B 会員を 5,000 円とする。
- 2 定款第 9 条に定めた年会費は、毎年度の 3 月 31 日までに納入しなければならない。なお、いったん納入された会費は返還されないものとする。

第6条 本規則の変更又は追加は、社員総会の議決を経なければならない。

第7条 本施行規則は令和6年4月1日から施行する。

別紙

(懲戒通知参考様式)

会員

殿

一般社団法人全国有床診療所協議会  
代表理事 印

懲戒処分通知書

定款12条第1項に該当する行為があったことを認め、貴殿に下記の懲戒処分を課すことを決定し、ここに通知する。

記

1. 処分
2. 理由

以上

代議員及び予備代議員  
選任規則

# 代議員及び予備代議員選任規則

## 第1章 総 則

### (目的)

- 第 1 条 この規則は、一般社団法人全国有床診療所協議会（以下「本会」という。）定款第8条第1号の規定による代議員及び予備代議員（以下「代議員等」という。）の選任方法を定めることを目的とする。

## 第2章 代議員及び予備代議員の選任

### (選任)

- 第 2 条 各都道府県有床診療所協議会において選任する代議員の数は、毎年4月1日現在における支部の会員数を代議員選任のための除数で除して得た数（1名未満の端数は切り上げる。）とする。
- 2 前項の除数は50とする。
  - 3 前項の除数は、本会の会員数の増減に応じて、社員総会において4年ごとに見直すものとする。ただし、見直し当時の総会会場確保、総会開催の予算等の諸事情を考慮することができる。
  - 4 予備代議員は、代議員と同数以内とする。

### (任期)

- 第 3 条 前条の規定により選任された本会総会代議員等の任期は、就任後の第3回目の定時総会の終了時までとする。
- 2 任期途中で補欠により選任された者及び新任者の任期は、本来の代議員等の任期の残任期間とする。
  - 3 本会の役員は、本会代議員等となることができない。

### (名簿の作成)

- 第 4 条 各都道府県有床診療所協議会は、第2条の規定により選任した本会代議員等について、その名簿を作成し、毎年4月30日までに理事長に提出するものとする。
- 2 各都道府県有床診療所協議会は、毎年4月1日現在において、前項の規定により理事長に提出した名簿に変更が生じているときは、4月30日までに変更後の名簿を作成し提出するものとする。

(資格の喪失)

第 5 条 本会代議員等は、本会の会員でなくなったとき、及び本会の役員に就任したときのほか、各都道府県有床診療所協議会に辞任届を提出して承認があったときは、その資格を喪失する。

(代議員等の解任)

第 6 条 定款第 3 4 条の規定を準用する。

### 第 3 章 補 則

(規則の改廃)

第 7 条 この規則の改廃は、理事会の議決を経て総会の承認を得なければならぬ。

附 則

(施行期日)

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

## 初期加算問題

【有床診療所】2024年3月28日 発出 Q&amp;A

問● 「A108」有床診療所入院基本料の注3に規定する有床診療所在宅患者支援病床初期加算について、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者又はその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより、自宅や介護保険施設等における療養の継続に係る後方支援を評価するものである。」とあるが、どのような患者が算定の対象となるのか。

(答) 算定の対象は、例えば、予後が数日から長くとも2～3ヶ月と予測が出来る場合、慢性疾患の急性増悪を繰り返し予後不良に陥る場合、脳血管疾患の後遺症や老衰など数ヶ月から数年にかけ死を迎える場合など、患者の年齢や疾患に関わらず、意思決定に対する支援が必要な患者であって、医師の医学的判断によるものとなる。

(①「人生の最終段階」の言葉は入れない、②対象は高齢者に限定されない)を要望

1) 問いの中にある『……ガイドライン』等の内容を踏まえ、』は『等』が有るので。あくまでもガイドラインの使用は例示であり、必ずしもガイドラインにこだわらなくて良い/趣旨が理解されていれば良い、で宜しいでしょうか？

2) (答え)の文章で、

『……など、患者の年齢や疾患に関わらず、意思決定に対する支援が必要な患者であって、』とあり、『など』とあるのは例示され言及されている例に囚われずに、＜支援が必要な患者＞という限定された条件の人と考えて良く、医師の判断による、ということに宜しいでしょうか？

## 医療課担当者回答

1)について

問については、そもそも通知をそのまま引っ張ってきているだけなので、今回のQAで何かが変わるものではありません。

なお、通常、「等」といった場合、ガイドラインの使用が例示に過ぎなくなる(ガイドラインは無視してもよい)ということにはなりません。「ガイドラインや他の関連するものを踏まえて」というのが近いかと思います。これまでの通知の説明のとおりです。

2)について

こちらは、例えば、とありますので、予後が～、の部分に限定されるものではありません。

ご指摘のとおり、最終的には医師の医学的判断による、ということになります。

この有床診療所在宅患者支援病床初期加算は  
令和4年の改定で それまで1日につき150点を14日間(2100)であったものが  
自宅又は施設からの入院に 1日につき300点を21日間(6300)と大幅UPされ  
在宅施設からの患者の受け入れを促進するとともに  
赤字である有床診療所のベッドを支える大きな原資ともなっていたものである。

査定は令和5年8月に長崎県に始まり県下全域での算定を自粛せざるを得ない状況を招いた。婦人科と整形外科の2医療機関限定で過去1年半の返還と巨額なものであったためである。長崎県医師会から支払基金へ問い合わせると基金の委員長は査定の事実を知らなかった。さかのぼってのこのような返還請求はおかしいとの委員長の意見で、現在は査定は取り消され、他の長崎の医療機関も今までどおりに請求出来ている。

令和5年9月2日の全国有床診療所協議会役員会でこの問題が長崎県より提示されたすぐ後から、福岡県でもこの件についての疑義照会が散見され始め、査定への流れが開始された。

福岡県では令和5年11月と令和6年1月に会員へのアンケート調査を行いこの加算を算定していた施設の70%に疑義照会あり、その33%(21施設)もが算定を中止していた。

福岡県協議会の見解としては、有床診初期加算は決して人生の最終段階にある高齢者に限定したものではなく、青本に記載されているように、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者またはその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより算定できると理解しているため、診療科・年齢性別出産の有無にかかわらず全入院患者に算定可能と考えていることを広報したが、査定は収まらなかった。

全国組織からの支援を受けて、直接省庁・政治関連へ問題解決のための活動を開始した矢先に有床診議連の国会議員より、診療報酬改定が終わるまでこの活動を自粛するように要請があった。その代わり診療報酬改定に合わせてQ&Aを発出し、年齢や病名によらず医師の判断で算定できるようなものにする。しかし、厚労書の作成したACPまたはそれに準じたものを利用して患者支援はしておいて下さいとのことであった。厚労書の担当者は支払基金等から問い合わせがあれば支援をしていれば医師の判断で加算算定は可能と答えるということであった。

活動を自粛し経過を観察したがそれでも福岡の査定は収まることはなかった。

しかし前述のように長崎県では協議会と県医師会からの抗議以降、現在まで査定は無くなったとの連絡を受けた。福岡県に於いても強力な抗議の申し入れをする必要があるとの判断で、今回の面談に至ることとなった。

### 久留米の内科有床診療所の1例

R4年に院長急逝のため自宅の有床診療所を継承された2代目の院長より、R5年9月に初期加算は見取り時以外は算定できないとの連絡を受けたとの一報が入った。9月分の返戻を10月分に申し立てを行うも初期加算は12月に認められなかった。経営は赤字となった。ACPの講習等を受け対策を検討したが、R6年3月には前年のR4年の入院分もさかのぼって返戻がくるようになり最悪の状態に。3/29に突然支払基金から電話でACPを行った管理ができていなければ査定はしなすべて認めるとのこと。4/19には別の方からQ&Aを受けて先月の分から査定するとの連絡が。5/8にはR5年の7、8月の再審査の申立てを全て認めると連絡がきた。この最終報告は希望を抱かせるものであったが、右往左往させられ大混乱に陥っておられた。

### 5月14日 面談時の質問事項・要望点

#### 1. 算定要件について

そもそも算定要件は、「人生の最終段階における医療・ケアの決定プロセスに関するガイドライン」等の内容を踏まえ、入院時に治療方針に関する患者またはその家族等の意思決定に対する支援を行うことにより算定とあり、末期患者に限定したものではないはずであるが、いかがか。後のQ&Aに関しても同じである。

福岡での「対象は人生の最終段階に限る」という指導は九州厚生局より直接聞いたものであるとのことであるが事実関係を伺いたい。

#### 2. 福岡県に於ける疑義解釈・査定について

この件に関して福岡県に於いて疑義解釈・査定が開始されたのは令和5年の9月以降と考えるが、なぜこの時期に突然開始したのか。(九州厚生局の指導と伺ったが)

令和4年の改定から1年以上たってから査定するのであれば算定医療機関への懇切ていねいな説明が必要と考えるがいかがか。

#### 3. 当会員からの苦情について

多くの会員から今回の疑義解釈・査定についての苦情をいただいている。他県と比較しても福岡県が非常に回数が突出しているのはなぜか。審査の基準がちがうのか。

#### 4. 有床診療所はただでさえ赤字となる低い点数の病床を抱え経営は火の車である。統一された見解で審査を行っていただかないと、多くの有床診療所が混乱し閉院を余儀なくされることは明らかである。このままでは支払基金の信用にも疑念を生じる結果となる。今後は審査委員会と充分協議の上の審査をお願いしたい。

## 「日本医師会 第6回医業税制検討委員会」報告

日 時 令和6年3月6日(水) 午後4時～6時  
場 所 日本医師会館(web参加)  
出席者 医業税制検討委員会メンバー  
厚生労働省医政局

## ① 令和6年度税制要望について(別紙①)

日本医師会 宮川常任理事より「令和6年度税制改正大綱」(自民党・公明党 令和5年12月14日)における要望実現事項の報告があった。

内訳として 制度の存続は2項目  
期限の到来する制度の延長は1項目  
制度の創設・拡充等は2項目  
関連項目は3項目

合計8項目であった。

## ② 答申について(別紙②)

下記の答申(案)について委員間で協議した。

(1) 医療に係る消費税について

(2) 医療法人税制について

- ・ 認定医療法人制度
- ・ 基金拠出型医療法人への移行と基金の評価
- ・ 経過措置医療法人と事業承継税制
- ・ 経過措置医療法人の持分評価

(3) その他

- ・ 設備投資関連税制
- ・ 社会保険診療報酬の所得計算の特例
- ・ 事業税

なお、答申については委員長預かりで取り纏めることとし、その後日本医師会執行部へ提出する予定である。

③ 消費税インボイス制度について（別紙③）

日本医師会 宮川常任理事より「医師会におけるインボイス制度への対応」について説明があった。

④ 令和7年度税制改正要望について（別紙④）

日本医師会 宮川常任理事及び事務局より「令和7年度 医療に関する税制要望項目一覧（タタキ台）について説明があった。

- (1) 社会保険診療等に係る消費税制度の見直し
- (2) 医業承継時の相続・贈与に関する税制措置
- (3) 医療機関に対する事業税特例措置の存続
- (4) 医療機関の強靱化を支援するための税制措置（災害・感染症・医療DX）
- (5) 地域医療構想の実現に資する設備に関する税制措置
- (6) 医療機関が取得する償却資産に係る固定資産税について所要の税制措置
- (7) 社会保険診療報酬の所得計算の特例措置の存続
- (8) 公益法人等に関する所要の税制措置

上記8項目については次回も引き続き協議する予定であり、要望がある場合には事務局に意見されたいとの依頼があった。

⑤ 次回日程

第7回医業税制検討委員会 令和6年5月15日（水）16時～18時

以上

第1回

資料7-1

一般社団法人  
全国有床診療所協議会総会  
「栃木大会」

(第37回全国有床診療所連絡協議会総会栃木大会)



メインテーマ

あきらめるな!有床診療所!!

開催日

2024年8月24日(土)・25日(日)

会場

宇都宮東武ホテルグランデ  
(栃木県宇都宮市本町5-12)

担当

栃木県医師会有床診療所協議会・栃木県医師会



## スケジュール（予定）

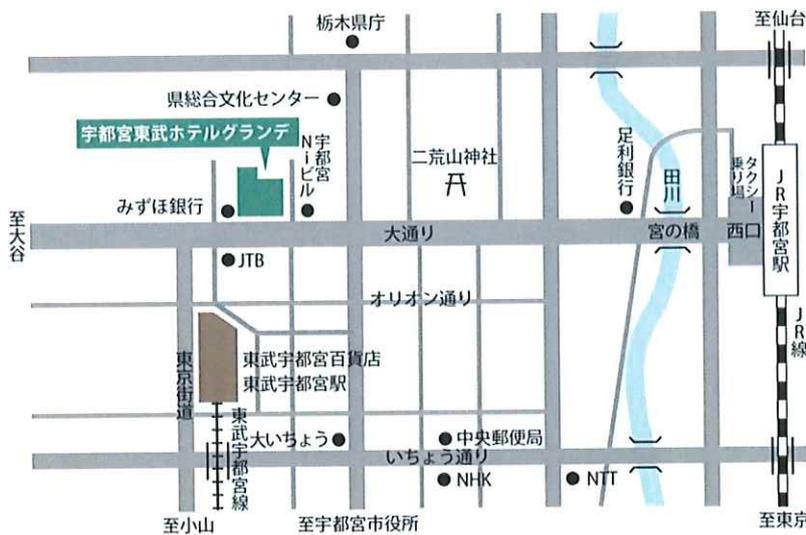
2024年8月24日（土）

14:00~14:50 総会  
15:00~17:10 講演会  
17:50~19:50 懇親会

2024年8月25日（日）

9:00~11:50 講演会、シンポジウム

## 会場へのアクセス

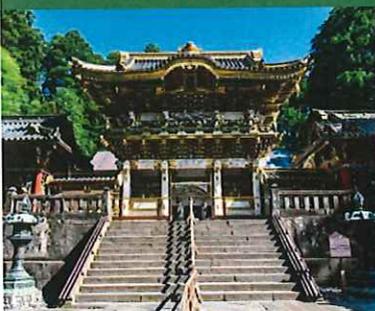


- ・東武宇都宮駅より徒歩 5 分
- ・JR 宇都宮駅西口よりお車で 5 分
- ・東北自動車道 宇都宮 I.C. より約 20 分
- ・東北自動車道 鹿沼 I.C. より約 20 分
- ・北関東自動車道 宇都宮上三川 I.C. より約 30 分

MAP



## 栃木県内主要観光スポットのご案内



### 日光の社寺

日本を代表する世界遺産「日光の社寺」。二社一寺とも称され、日光東照宮の他、日光二荒山神社、日光山輪王寺があります。各スポットは、徒歩で数分の距離にあるので、ぜひ3ヶ所全てを見学することをおすすめします。



### あしががフラワーパーク

園内の庭園には四季折々の花が咲き誇り、その時期ごとに季節感あふれる花々が園内を彩ります。10月末から2月初旬まで日本三大イルミネーションに選ばれた「光の花の庭」が開催され、家族連れやカップルなどで賑わいます。



### 大谷資料館

大谷石の採掘の歴史がわかる資料館。圧巻の地下採掘場跡は2万平方メートルにも及ぶ大空間で、深さは30メートル、最も深いところでは地下60メートルもあるという巨大な地下空間で、坑内の平均気温は8℃前後。



### 龍神破魔矢

破魔矢発祥の【烏摩勒伽（うまろきゃ）】様が持つ矢をかたどった物。昇り龍が彫刻しており、御一生まつれる破魔矢です。悪いものを祓（はら）い、願い事を叶える力があるとされており。

2024/04/30 現在

第1回一般社団法人 全国有床診療所協議会総会「栃木大会」  
 (第37回全国有床診療所連絡協議会総会「栃木大会」)  
 プログラム案

メインテーマ「あきらめるな！有床診療所！！」

開催日：令和6年8月24日(土)・25日(日)

開催場所：宇都宮東武ホテルグランデ 〒320-0033 栃木県宇都宮市本町5-12 TEL：028-627-0111

【1日目】令和6年8月24日(土) (受付開始11:30～)

●常任理事会・役員会(4階「さつき」、4階「松柏」)

時間	内容
12:00～12:50	全国有床診療所協議会 理事会
13:00～13:50	全国有床診療所協議会 定時社員総会

●総会・講演会 (6階「龍田」)

総司会：栃木県医師会有床診療所協議会副会長 藤沼 彰

時間	内容
14:00～14:50	<b>【総会】</b> 1. 開会の辞 栃木県医師会有床診療所協議会会長 竹村 克己 2. 挨拶 ①第1回全国有床診療所協議会総会会長/ 栃木県医師会会長 稲野 秀孝 ②全国有床診療所協議会会長 齋藤 義郎 3. 祝辞 日本医師会会長 松本 吉郎 4. 議事 5. 次期開催県会長挨拶 秋田県医師会会長 小泉ひろみ 6. 閉会の辞 栃木県医師会有床診療所協議会理事 鈴木 一実
14:50～15:00	休憩(10分)
15:00～16:00	<b>【特別講演Ⅰ】</b> 「 <u>未定</u> 」 講師：日本医師会会長 座長：栃木県医師会長 松本 吉郎 稲野 秀孝
16:00～16:10	休憩(10分)
16:10～17:10	<b>【講演】</b> 「令和6年度診療報酬改定について(仮)」 講師：株式会社ソラスト 医療事業本部品質統括部 経営支援グループシニアディレクター 林 英樹 座長：全国有床診療所協議会常任理事/ 栃木県医師会有床診療所協議会副会長 栃木県医師会有床診療所協議会理事 長島 徹 佐山 雅昭
17:10～17:50	休憩(40分)

時間	内容	
17:50～19:50	<b>【懇親会】</b> 1. 開会の辞 全国有床診療所協議会常任理事/ 栃木県医師会副会長 2. 挨拶 第1回全国有床診療所協議会総会会長/ 栃木県医師会会長 3. 祝辞 ①日本医師会長 ②栃木県知事 4. 乾杯(次期開催県) 秋田県医師会会長 5. 祝辞 6. 閉会の辞 栃木県医師会副会長	長島 徹  稲野 秀孝  松本 吉郎 福田 富一  小泉ひろみ  〇〇 〇〇

【2日目】令和6年8月25日(日) (受付開始 8:00～)

●講演会・シンポジウム・総括 (6階「龍田」)

総合司会：栃木県医師会有床診療所協議会理事 依田 祐輔

時間	内容	
9:00～ 9:50	<b>【特別講演Ⅱ】</b> 「 <u>未定</u> 」 講師：厚生労働大臣 座長：栃木県医師会長 栃木県医師会有床診療所協議会会長	武見 敬三 稲野 秀孝 竹村 克己
9:50～10:00	休憩(10分)	
10:00～11:30	<b>【シンポジウム】</b> テーマ「 <u>あきらめるな！有床診療所！！(仮)</u> 」 座長：栃木県医師会有床診療所協議会会長 栃木県医師会有床診療所協議会理事 シンポジスト(各15分) ①「 <u>有床診療所の立ち上げについて(仮)</u> 」 医療法人翼望会 長島医院 理事長 ②「 <u>介護医療院への転換について(仮)</u> 」 医療法人 藤沼医院 介護医療院ふじぬま 理事長 ③「 <u>有床診療所の継続について(仮)</u> 」  ④「 <u>産婦人科のトピックについて(仮)</u> 」 樹レディースクリニック 院長 ディスカッション(30分)	竹村 克己 村井 成之  長島 徹 藤沼 彰  〇〇 〇〇  佐山 雅昭
11:30～11:50	<b>【総括】</b> 全国有床診療所協議会会長	齋藤 義郎
11:50	<b>【閉会の辞】</b> 栃木県医師会有床診療所協議会会長	竹村 克己

※有床診療所向け電子カルテの展示を実施。

## 令和6年度一般社団法人全国有床診療所協議会

令和6年4月1日念願の一般社団法人全国有床診療所協議会を立ち上げることが出来ました。改めて会員の皆様に御礼申し上げます。

1月1日の能登半島地震等、伊予灘地震等にて被害を受けられた方々にお見舞い申し上げますと共に、亡くなられた方々に哀悼の念をお送りいたします。

診療報酬+0.88%と言われてはいますが、中身はマイナス改定ではないかと思われま

す。昨年末に九州地区で起こった「初期加算算定問題」では診療報酬担当正木先生、医師連盟担当猿木先生、鹿子生最高顧問には大変お世話になりました。おかげ様で良いQアンドAを出していただきました。

私たちは少子高齢化・人口減少時代における地域医療の担い手として、日本医師会、都道府県医師会、各種医療関係団体と連携しつつ国民の健康と声明を守らなければならない。

社団法人化できたのを機会に、若い世代へのバトンタッチできる体制を一層強化する。

今回の改定への対策、次回改定に向けて、全国有床診療所医師連盟と協議しながらこの難局に取り組んで行く。

その為に、今年度以下の事業を行う。

## 令和6年度事業計画（案）

1. 全国有床診療所協議会の組織の拡充強化
2. 医療政策への提言と実行
3. 超高齢化社会への対応、全世代型地域包括ケアシステムへの構築
4. 社会保険対策 次期診療報酬改定に対する取り組み  
経営状態の調査を行う
5. 地域医療対策 かかりつけ医を中心とした地域医療提供体制の確立・充実  
有床診療所によって担われる地域医療の更なる充実を目指す
6. 有床診療所における働き方改革をすすめ、医療勤務環境の改善を目指す
7. 地域保健対策
8. 経営の合理化・税務対策  
有床診療所の経営の安定と充実  
有床診療所の経営状態の調査、  
控除対象外消費税問題、事業税特例措置、事業継承税制の改善、社会保険診療報酬の特例措置の存続等
9. 感染症・大規模災害対策  
新たな危機にも強い有床診療所として災害の発生の防止と対応に十分な対策を講じる、  
災害多発につき被災者への支援の検討
10. 広報活動の強化。充実  
有床診療所の広報の充実、会員の声を聴き、日医、行政等に伝える。  
厚労省、財務省職員による有床診療所視察  
ホームページの充実、利用活用推進  
「有床診療所の日」記念行事、無形文化財登録を目指すことにより有床診療所の広報活動を行う。  
会報の発行、30周年記念誌の発行。【40周年誌発行に向けて】
  - 1 1. 日本医師会、病院四団体等他団体との交流
  - 1 2. 医療DXの推進、  
WEB会議・研修会の推進
  - 1 3. 会員福祉事業
  - 1 4. 次世代を担う「若手医師の会」を中心に将来構想を検討する。
  - 1 5. その他

## 令和6年度 全国有床診療所連絡協議会予算（案）

自 令和6年4月1日

至 令和7年3月31日

単位：円

## 収入の部

款 項	令和6年度予算案	備 考
第1款 会 費	24,635,000	A会員@15,000 X 1,542名 B会員@5,000 X 301名
第2款 雑 収 入	1,000	預金利息
第3款 前年度繰越金	45,533,497	
合 計	70,169,497	

## 支出の部

款 項	令和6年度予算案	備 考
第1款 会 議 費	15,000,000	総会補助（送料補助含む） 常任理事会・役員会 会計監査
第2款 災害対策費	4,000,000	お見舞金他
第3款 広報活動費	6,000,000	各方面への広報活動
第4款 IT関連費	2,000,000	ホームページ保守・管理・更新料
第5款 調査研究費	2,000,000	有床診療所に関する調査・研究等
第6款 印 刷 費	3,500,000	会報・総会報告書他
第7款 消耗品費	1,000,000	プリンター・パソコン関係、事務用品他
第8款 通 信 費	2,000,000	インターネット、郵送料、電話料他
第9款 交 通 費	200,000	バス、高速代等
第10款 給 与 費	7,000,000	職員給与、事務委託料、法定福利費、アルバイト料等
第11款 渉 外 費	1,000,000	香典、花代等
第12款 事務室経費	1,000,000	事務室家賃、光熱費他
第13款 雑 費	300,000	振込手数料他
第14款 予 備 費	25,169,497	
合 計	70,169,497	

45,000,000

2024.5.12

厚労省ヒアリングについて

猿木 和久

日時；5月31日（金）13時～15時

会議名：「第5回新たな地域医療構想等に関する検討会」

プレゼンいただく観点としましては、別添（「資料3」）の「3. ヒアリング項目」になりますが、

- ・ 貴会におかれましては、現行の地域医療構想に関する評価と課題（都市部・地方での課題、病床の稼働状況、人材確保など）
- ・ 地域医療構想における有床診の役割
- ・ 有床診と病院等との連携、高齢者施設等との連携
- ・ 2040年頃を見据えた医療提供体制のイメージ
- ・ 新たな地域医療構想に期待すること（医療機関の役割分担・連携、在宅医療、高齢者施設等における医療提供、医療介護の複合ニーズへの対応、国・自治体等の役割など）

別添 厚労省資料3

## 新たな地域医療構想に関する関係団体・有識者ヒアリング（案）

### 1. 趣旨

新たな地域医療構想に関する検討の一環として、関係団体・有識者ヒアリングを実施する。

### 2. 実施方法

4～5月の検討会（4回程度）において、関係団体・有識者から資料に沿って説明していただき、その後、構成員との質疑応答を行う。

### 3. ヒアリング項目

- 2040年頃を見据えた医療提供体制のイメージ
- 現行の地域医療構想に関する評価及び課題
  - ・ 病床の機能分化・連携の進捗 など
- 新たな地域医療構想に期待すること
  - ・ 地域における医療機関の役割分担・連携に関すること
  - ・ 在宅医療、高齢者施設等における医療の提供等に関すること
  - ・ 医療と介護の複合ニーズへの対応に関すること
  - ・ 国、地方自治体、医療機関、保険者等の役割に関すること など

### 4. 対象（予定）

- ・ 医療関係団体
- ・ 介護関係団体
  - ※ 特に、在宅医療、高齢者施設等における医療の提供等に関すること、医療と介護の複合ニーズへの対応に関することなど
- ・ 保険者
- ・ 都道府県
- ・ 学識経験者